

9-4  
1-20

文部省機構改革について

昭和二十五年七月

文部省

天野 229

第一

行政制度審議会答申に対する文部省の見解

一 行政機構改革の必要なことについては、勿論、行政制度審議会答申の行政機構に關する基本的方針に対し、文部省としても原則的に賛意を表する。特に行政目的の重実の轉換、地方公共団体（の大半）事務の移讓、各者権限の明確と権限重複の排除の如きは、終戦後、文部行政において特に留意せられて実行に移されていくことであつて、これらの点については全く異存がない。

しかしながら、答申の第三で提示されている具體的改進黨案のうち、かつとも文部省に關するものについては、セクレショナリズムの立場ではなくて、我が国の教育、學術、文化の振興、ひいては我が日本の將來と眞切に考慮する立場から重大なる関心を拂わねばならない。

以下、答申に対する文部省の見解を述べるとともに、更に積極的に文部省の改進黨案をいかにすべきかの構想の基本的事項について触れてみたいと思ふ。

二 文部省は、學生者と合併して文化省とするという案であるが、全信庁を通じて一省の全面的解体統合を招来するのは文部、學生兩者のみである。これについて答申は殆んど説明を加えていないから、何故に文部、學生兩者のみを機械的に統合するかは詳かでない。しかし、一般國民の感じる感じからいって、文部、學生行政は、他の行政に比較して輕微であり統合しなくても何等差し支えはないかのように考えられる。

或は又、文部行政は地方分権され、文部省が独立官庁としてこの存在理由がないと考えるかといふようにも見える。しかし、後にも説明するように、許可認可等の法令で規定された行政的、管理的行為は、従来もさうであったが、將來も文部行政においては大した重要性をもたない。又、教育行政が地方分権されたということは、未國の如く州に教育権を完全に移讓したということも意味しない。従つて先ず、他の省には全く統合解

体の安んがないうに、文部厚生両省のみ統合せらるべきであるという理論的根拠を明確に示れることを希望する。

三、文部省、厚生省の統合は極めて困難である。その理由を拾つてみると次のようである。

一、文部省は後に説明するように運輸、電気通信、郵政各省と同様に独立の省として存続せしむべき行政上の分野と責任と事務量を有している。加えて厚生省は、社会保障制の審議会の答申によれば更に現在の二倍の事務量となるように反開する。

二、両省の行政上の対象が異なっている。文部行政は教育、学術、文化そのものと直接つなごる学校、研究所、芸術団体ではないが、これらの領域において文化国家建設という国民の文化的、精神的生活を対象としているのに対し、厚生行政は、国民の衛生福祉という現実生活を対象としている。

三、行政の性格が異なっている。本来そうであるが、今後は尚更、文部行政は指導、助長面に重きが置かれるのである。然るに厚生行政は中央集権的であり、行政官理的な性格が濃厚である。

四、地方機関が異なる。厚生行政の地方機関は、従来通り都道府県知事、市町村長であるが、文部行政は新制大学の教育委員会である。中央機構と地方機構とも考慮すべきである。論者がおっしゃるには、これは現実の行政を知らなければ、特に文部行政、厚生行政の地方行政の重大な関係と有する点からいって極めて大きな差である。以上諸点から考えて、文部行政と厚生行政を一元化するといふことは極めて困難な課題である。電通、郵政、運輸行政の一元化、或は商工、農林行政の一元化よりもむしろ困難であることはなからうか。

四、文部省廃止論は終止符が打たれた筈である。

文部省が独立の省としての理由に乏しいという意見が、教育委員会制の新設の際既に一部から唱えられたのである。本来文部行政の特殊性からいって文

部有廢止論はこれ独自の議論として展開される性質を帯びてゐるのであるが、文化國家建設というわが國民の悲願達成の理想の前に、かかる意見は結局において實現せざ文部省は独立して永久に存続せしむべきであるとの結論に到達したのである。教育は學術も文化も全く國民的に超黨派的に政策の樹立が行われなければならぬとの理論が正しいとするならば、文部行政の中央官庁も他の官庁と多少趣を異にし、遠く將來を思通してなされなければならぬものと信ずる。

五、文部省は独立の一省として存任理由が十分にあり。

1. 教育行政において、地方分権と地方の特殊性と自主性の尊重されることは、いふまでもない。しかしこのことは、教育について文部省のなすべき仕事は解消したとか、削減したとか、といったことを意味しない。このことは米国の州における教育権が日本にありは固く、必ずしも、簡單な事實によつても明瞭である。

2. 本省のことは新し、學制の推進と助長には文部省は重大なる責任を有していることと、例示してみても明らかであろう。又今日最も問題とされる教育財政について、固く文部省が何等の責任を有しないといふことは到底考えられぬ。

3. 現に文部省は學校教育について指導、助言の面で極めて事務量が增加している。本来管理的行政よりも指導助言的行政の方が事務量が複雑多岐を極めるのである。

4. 教育の水準向上のための全国的基準の設定、物的財的援助の事務が極めて多い。  
5. しかも、従来輕視せられた社會教育、文化、學術の振興のため、現在も文部省のなすべき仕事が多く、且つ、今後はますます増大するのである。

勿論、文部本省の人員の異は他の省に比較して少い方であり、又今後ともこれ程増加することはないのである。しかしながら、軍備を棄てて文化國家建設を理想としてゐるわが國において、南議や国会においてその種の責任を負ひを言する主任大臣を必要とするという議論が成立するとは考えられぬ。文部省廢止論に近い答申案は國民的感情と相及するものである。まして従来輕視せられた教育、學術、文化も、今後飛躍的に發展向上せしめ、その段階にありてこのような案の出ることは國民の一致として納得がかりないものである。

六 文部省は、外務、大藏、西省とともに太政官制度以来古い省である。

文部、外務、大藏三省のみは、明治四年の太政官制度以来約八十年、明治十八年の内閣制度創設以来約七十年の歴史を有する。しかも、文部省は、時勢の変遷とともに内部に多少の変遷があったにしろ、他の経済官庁のごとき大変動はなかった。統制経済になつても大して影響を受けず、むしろ他省の機構の拡大の場合でも、本質的に何等の影響を受けず、ことなく今日に至つてゐる。中央官庁の歴史は、機構の改編には何等の關係もなつてゐるに見ゆるけれども、教育、学術、文化の進展のため中央官庁が社会、政治、経済の大変動にもかかわらず、これまで存続して来たという事実として、他の省の改廢とは別個に論議せらるべき理由を有していることを示しているのではなからうか。況や文化国家建設といふわが国の理想と対決するとき、文部省廢止論は、甚だ遺憾なことである。

七 世界において文部省を有しないのは米國のみであり、もし答申案が、米國の連邦民生庁を範として文部、厚生両省を合体しようとするのであるならば、日本の実情に沿つたこと甚だしい。

米國の連邦民生庁 (Federal Security Agency) は、社会保障と教育 (学校教育) を所掌している。しかしながら、連邦民生庁においては、僅に学校教育のみであり、わが文部省のごとく社会教育、学術、文化を所掌していない。又その学校教育についても、教育権は各州にあり、連邦政府は、全国的調査、若干の補助金交付その他の指導助言に止まり、わが國の如く國において基準を決定し、学校教育の根本的責任が國に在るものと全く異なる。現に米國においては国立大学はなつのにわが國においては百に近しい国立大学と国立研究所がある。

本来財政豊かで連邦政府による援助を大して必要としない米國と、わが國の如く財政的に厩泥の差のある國とは、國の地方に対する援助の程度に根本的な差異がある。

しかも、その米國においてさえ、最近教育の中央集中化 (例之は補助金制度の強化、教員養成の全国的関心等) が叫ばれつつあり、又連邦民生庁より教育統局を独立すべきであるとの議論があるという事である。

地方分権の徹底している英国において、教育省がある。佛国の国民教育省にいたっては、まことに機構が大である。

従って、日本にあらゆる面から見て、米國と全く同一の社会、經濟、財政、政治、文化状態が実現するならば、格別、さうでない限りにおいて、文部厚生両省の合体論を、米國に範をとって唱へることは、猿真似に近いか、ではなからうか。

### 八 文部省三局案は、実現困難である。

答申案によれば、学校教育、社会教育、調査普及の三局案である。而して、この三局にいかなる内容も盛るかは何等融れていないか、なるといふことができない。しかしながら、現在の文部省が、この三局に圧縮できるといふ考へ方については、多大の疑問を有する。學術行政、文化行政（特に文化財保護委員会をどうするか）教育施設行政、体育行政等は、全く顧慮されてない。又、学校教育を一局にすることは、全く不可能である。

一般に、文部省の内部機構は、政治、經濟の變動により、大に影響を受けたりを特色とする。昭和七年に六局二部であり、明治十八年にあり、ま之五局であった。最も膨張した昭和十七年で、八局一部であった。世人往往にして、終戦後、文部省の事務は激減したから、二三局で十分だとの論をなすが、この意見の前提は成程、前述したよう、許認可等の権力的、裁制的、行爲の減少したことを意味するけれども、指導、助言的、各種の事務の増加、學術、文化面の事務の増加を無視した意見である。

九 以上要するに、答申に対する、文部省の見解の結論としては、機構改編に対する基礎前提に十分なる敬意を表し、且つ、文化國家建設の理想達成の一方法として、大文化省の構想を樹たされたことに賛意を表す。も、結局において、文部行政に實質的重要性を認めないような文部省廃止論、機械的な文部厚生両省令体論には、幾多の疑問を感ぜざるを得ない。もし現在の中央官庁を、数箇の（例之ば、外務、内政、財政、經濟、運輸）省に整理統合して、いわゆる少数閣僚制度に切換えるという如き大方針に基くならば、格別、最も政治的に無カと一般に考へられる文部省の如きものの犠牲において、形式的な機構改革を達成するも、いふことであるならば、全く反対である。

## 第二 文部省改組に對する文部省案

一 われわれは、機構改革に當つては、谷申の基本的方針に賛意を表すと共に更に日本國家の飛躍のために是非必要なものについてほむしる機構拡充強化の一面のあることを強調したい。

文部省は昨年の機構改革によつて、体育、學術、教職員の地位の向上等にホソと極めて弱体化されたことは衆知の通りである。又今日教育、學術、文化の面におつて文部省以外に行政事務が散在していることも一部識者の認めることである。その他現在の文部省がわが國の平和的民主的の文化國家建設のための機構として不十分であることも指摘したい。

従つて行政制度審議会の谷申におつて折向大文化者の構想を提示された以上、具體に文化省の名にふさわしい新しい文部省の構想と、其劍に考えを併せる必要があると思ふ。

二 この場合文化省に社会保障、衛生行政を合併することは、先正した通り同意したならば、即ち文部省と西省の機械的合併は不可である。即ち教育、學術文化という行政の性格、類似したものの外によつて内部機構と編成する。

三 必要であると思ふ。

従つて文部省改組は文部行政よりむしろ労働者運動者の一部行政と合併して社会保障省にすべきである。

四 従つて文部省改組は、文化省の名前は有力なる意見として又討論がある。この場合文部省改組は、文化省の名前は有力なる意見として又討論がある。

五 この場合文部省改組は、文化省の名前は有力なる意見として又討論がある。

六 今回の文部省改組は、文化省の名前は有力なる意見として又討論がある。

七 今回の文部省改組は、文化省の名前は有力なる意見として又討論がある。

他省の事務をも一部吸収して一元的に職業教育、技能教育、技能模範の向上を図る必要がある。  
3. 芸術振興の振興の重要性はあえて論じなくてもよく、本来芸術の振興は教育の重要な一環である。  
4. 大学芸術局の中に芸術部を設けることとしたら、なほ奨励奨励事務(特許)等も吸収し、又他官庁の研究所(試験所、養成所を除く)等も文藝振興に工夫を要する。  
5. 職業教育、社会教育、レクリエーション、学校衛生等については教育の必要であることは既に述べたが、同時にユネスコ等国際文化の事務の増設に伴い外務省等から若干の事務を吸収して国際文化部を二つの附置する必要がある。  
6. 職業教育、社会教育、レクリエーション、学校衛生等については教育の必要であることは既に述べたが、同時にユネスコ等国際文化の事務の増設に伴い外務省等から若干の事務を吸収して国際文化部を二つの附置する必要がある。

4. 職業教育、社会教育、レクリエーション、学校衛生等については教育の必要であることは既に述べたが、同時にユネスコ等国際文化の事務の増設に伴い外務省等から若干の事務を吸収して国際文化部を二つの附置する必要がある。  
5. 職業教育、社会教育、レクリエーション、学校衛生等については教育の必要であることは既に述べたが、同時にユネスコ等国際文化の事務の増設に伴い外務省等から若干の事務を吸収して国際文化部を二つの附置する必要がある。  
6. 職業教育、社会教育、レクリエーション、学校衛生等については教育の必要であることは既に述べたが、同時にユネスコ等国際文化の事務の増設に伴い外務省等から若干の事務を吸収して国際文化部を二つの附置する必要がある。

7. 国立学校予備事務(前)は特別公訂)又教育、芸術、文化の振興の確立を職務に(1)として現在既に(局)に相当する人員を擁している。この際これを取扱部として昇格して強化すること、教育、芸術、文化の向上に資する必要がある。  
8. 六三制の公共事業、直轄機関の管轄、全国学校建設基準の制定指導教育用書の配給、学校給食事務のため施設整備化(必要)として(内外)の調査統計事務の激増と重要性に鑑み、調査統計局と改称した。  
9. このよ、に教育、芸術、文化の向上に他省庁の事務も吸収するとして、建設から外局として文化財保護委員会は勿論日本芸術会議、新聞出版用紙割当事務局を附置せしめる必要がある。  
10. 若干の問題があるにせよ、特許、工業技術、外局として吸収し、芸術にまわす必要に鑑み、若干の技術面もマツテするようにはなからうか。  
11. 附置機関として他省庁に属する中央集約委員会、国之子論調査所、地理調査所、国之子術衛生研究所等も吸収すべきである。  
12. 審議会も教育刷新審議会、中央青年問題協議会等と文藝者に移すべきである。



四 文教省の構想として以上六局七部の内部機構を描いたのであるが、これは文部省の現機構に比較すると若干の拡張とあつてゐる。しかしわれわれはこれをもつて必ずしも必要以上に拡大機構とは考へない。

國情の相違があるにせよ、文化に國家としての(強)心を持つてゐるフランスの國民教育省は、二總局(芸術文藝總局、青年運動總局)一本部(芸術調査國家本部)十五局(管理局、高等教育局、中等教育局、初等教育局、学校大學保健局、造形美術局、圖書館公衆読書局、博物館局、演劇局、果局、國家古文書局、建築局、歴史的記念建造物局、騰局、学校体育運動局、運動局、民衆教育局)六部(教育對外連絡部、ドイツ・オーストリア事務部、海外教育調査部、公報刊行部、文部部運動器具部)の大機構であることを思い合は

せよとき、この文教省の構想は未だにお貧弱なものであると感ぜざるを得ない。

われわれは徒らに機構の拡大を策するものではない。國力に相応した機構にすべきであるといふことには全く同意である。しかしながら答申において標榜してゐる昭和六、七年当時の政府機構に少くも引き戻すといふことは、文部省の場合には全く影響を受けたい。のみならず、当時においては、陸軍海軍という軍機構の存在してゐることを想起するならば、それらと幸に相及する性格をもつてゐる文教行政はむしろ今日において本来の正道に立ち戻すべきものではあるまいか。

正に日本軍備を削減して文化國家の建設を大理想として打ち立てたのである。従つて文教行政機構は文教助政とともに全く別な視角からむしろ考察すべきものであらうと信ずる。